

公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会委員会
委員（個人会員）候補者選考内規

平成 7 年 1 月 31 日決定
平成 7 年 5 月 23 日改正
平成 27 年 4 月 17 日改正
大学図書館部会委員会

（趣旨）

第 1 条 この内規は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）大学図書館部会規程（以下「規程」という。）第 4 条第 3 号に定める「委員（個人会員）」の選出にあたり、規程第 6 条第 3 項の推薦の手続きに必要な事項を定めるものとする。この手続きで推薦される者を「委員（個人会員）候補者」（以下「候補者」という。）とする。

（候補者の資格・条件等）

第 2 条 候補者の資格は、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 本法人の個人会員で大学図書館部に所属し、任期中その所属を継続する予定の者。
- (2) 大学図書館活動に高い関心を有する者。
- (3) 任期中、本法人大学図書館部会委員会（以下「部会委員会」という。）及び本法人大学図書館部会総会（以下「部会総会」という。）等に、部会委員会から旅費・手当等の支給がなくとも出席できる者。

（候補者の募集）

第 3 条 部会委員会は、規程第 6 条第 3 項に定める者の選考にあたり、前条の要件を満たす者を公募することとする。公募は他薦のみとし、推薦者は本法人の個人会員で大学図書館部に所属する者に限ることとする。

（公募の方法等）

第 4 条 公募は大学図書館部の Web サイトにより公示するものとする。

- 2 公募の期間は、少なくとも 1 か月以上とする。
- 3 公示のための公募文は、部会委員会が決定するものとする。
- 4 公募の事務は、部会委員会事務局が行うものとする。

（部会委員会の推薦）

第 5 条 部会委員会は、第 3 条による候補者の中から、適任と思われる者を部会総会に推薦するものとする。

- 2 候補者の推薦にかかる部会委員会は、構成員の3分の2以上及び構成員中の委員（個人委員）の3分の2以上の出席がなければ開催できないものとする。
- 3 部会委員会における第3条による候補者についての資格審査等は、出席委員全員によって行う。

（公募の省略）

第6条 候補者を公募するための十分な期間がない時期に欠員が生じた場合には、第3条及び第4条の手続きを省略し、第5条第1項中の「第3条による候補者の中から」を「同部会委員会で検討した候補者の中から」に読み替えることができるものとする。

（部会総会への推薦の省略）

第7条 候補者の公募の後、部会総会までに極めて長い期間がある時期に欠員が生じた場合には、部会委員会は規程第6条第3項の規定にかかわらず、部会総会への推薦を経ることなく、委員（個人会員）を選出することができるものとする。その場合選出後直近の部会総会に経過を報告し、承認を得ることとする。

附 則

- 1 この内規は、2015年度「委員（個人会員）」候補者の選考から適用する。
- 2 「日本図書館協会大学図書館部会委員会における委員（個人会員）候補者の推薦に関する申合せ」は廃止する。